令和2年度

特定非営利活動法人に関する実態調査

調査票



貝塚市

◆貴法人の概要についてお聞きします。以下の項目にしたがって御記入ください。

|  |
| --- |
| 法人名（正式名称を御記入ください）  |
| 連絡先住所〒　 － | 電話番号  | 記入者氏名 |
|  （ ）  |
| 前事業年度の期間 　 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 平成令和※ 設立後最初の事業年度末が到来していない場合は、今事業年度の期間を御記入ください。  |
| 代表者の年代 １．10歳代 ２．20歳代 ３．30歳代 ４．40歳代 ５．50歳代 ６．60歳代 ７．70歳代以上  | 代表者の性別 １．男性 ２．女性  |

* 特に指定のない質問については2020年８月１日時点の状況で回答して下さい。
* この調査票の調査結果は、貝塚市のホームページにて公開させて頂く予定です。
* ご記入いただいた個人情報は、本件の目的以外には使用しません。

質問項目 お答えいただく問数は、選択される回答により異なりますが、最大で１２問になります。

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅰ．活動状況等について  |   |
| Ⅱ．経理・情報開示の状況について  |   |
| Ⅲ．協働について  |   |
| Ⅳ．認定・特例認定 特定非営利活動法人の活動について  |  |

Ⅰ．貴法人における活動状況等についてお尋ねします。

〔活動分野〕

Ｑ１ 貴法人が平素から取り組んでいる活動の分野について、該当する分野の「活動分野」の欄に当てはまるもの全てに○をお付けください。また、そのうち貴法人の活動実績に基づき、主な活動分野を１つ選択し「主な活動分野」欄に○をお付けください 。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |   | 活動分野 （当てはまるもの全て）  | 主な活動分野 （１つ） |
| １  | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動  |   |   |
| ２  | 社会教育の推進を図る活動  |   |   |
| ３  | まちづくりの推進を図る活動  |   |   |
| ４  | 観光の振興を図る活動  |   |   |
| ５  | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動  |   |   |
| ６  | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動  |   |   |
| ７  | 環境の保全を図る活動  |   |   |
| ８  | 災害救援活動  |   |   |
| ９  | 地域安全活動  |   |   |
| 10  | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動  |   |   |
| 11  | 国際協力の活動  |   |   |
| 12  | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動  |   |   |
| 13  | 子どもの健全育成を図る活動  |   |   |
| 14  | 情報化社会の発展を図る活動  |   |   |
| 15  | 科学技術の振興を図る活動  |   |   |
| 16  | 経済活動の活性化を図る活動  |   |   |
| 17  | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動  |   |   |
| 18  | 消費者の保護を図る活動  |   |   |
| 19  | 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動  |   |   |
| 20  | 上記の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動  |   |   |

〔事業活動に携わるボランティア数〕

Ｑ２ 前事業年度において貴法人の事業活動（※１）に携わったボランティアの(1)延べ人数（※２）、(2)活動日数（※３）を選んで○をお付けください。（いない場合、実施日数がない場合は「０」を選んで○をお付けください）。

|  |
| --- |
| ※１ 現場でボランティア活動をしている方を把握するため、管理、運営、総務、庶務等に係るものは除きます。 ※２ 延べ人数は、「参加者数×参加者の活動日数」で計算してください。同一人物が３日活動した場合、「３人」としてください。 ※３ 活動日数は、前事業年度でボランティアの参加実績のある日数を御記入ください（最大365日）。１時間でも活動した場合は、１日としてカウントしてください。  |

1. 延べ人数

１．０人

２．１～９人

３．10～29人

４．30～49人

５．50～99人

６．100～199人

７．200～499人

８．500人～2,999人

９．3,000人以上

1. 活動日数

１．０日

２．１～９日

３．10～29日

４．30～49日

５．50～99日

６．100～199日

７．200日以上

〔抱える課題〕

Ｑ３ 貴法人が安定的な法人の経営を行うに当たっての課題は、どのようなものであると思いますか。

特に重視するもの最大３つまで選んで○をお付けください。

１．後継者の不足

２．人材の確保や教育

３．収入源の多様化

４．事業規模の拡充

５．外部の人脈・ネットワークの拡大

６．法人の事業運営力の向上

７．一般向け広報の充実

８．関係者への活動結果の報告

９. 会計情報の開示

10．その他 （自由記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

〔行政による環境整備〕

Ｑ４ 貴法人の活動を発展させるに当たって資金面以外で行政に期待することは何か、当てはまるもの全てに○ をお付けください。

１．公共施設等活動場所の低廉・無償提供

２．法令・経理等に係る研修の機会の提供

３．市民・企業等が法人の活動情報を得られる仕組みなどの環境整備

４．行政との人事交流

５．その他

６．行政からの支援は期待していない

７．行政からの支援は必要ない

Ⅱ．情報開示の状況等についてお尋ねします。

〔情報開示手段〕

Ｑ５ 特定非営利活動促進法に基づく閲覧以外に、貴法人に関する情報開示のために利用した手段について、当てはまるもの全てに○をお付けください。

１．自身が運営するインターネット・ホームページで一般向けに公開している

２．内閣府・所轄庁・民間団体が運営するインターネット・ホームページで一般向けに公開している

３．一般向けの広報誌で公開している

４．一般向けの説明会を開催している

５．会員や寄附者に情報提供しているが、一般向けには情報提供していない

６．閲覧以外の情報開示はしていない

７．その他 （自由記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 選択肢「１」を選択した方 ⇒ Ｑ６へ

〔情報開示内容〕

Ｑ６ Ｑ５で「１．自身が運営するインターネット・ホームページで一般向けに公開している」を選択された法人の方にお尋ねします。貴法人では、自身が運営するインターネット・ホームページで、どのような情報を開示していますか。当てはまるもの全てに○をお付けください。

１．会計書類

２．活動報告

３．役員名簿

４．寄附の募集

５．定款

６．ボランティアの募集

７．その他 （自由記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ⅲ．協働についてお尋ねします。

Ｑ７　 貴法人の事業活動を進める際、他団体と協働されたことはありますか。

　　　はい　・　いいえ

Ｑ８　 貴法人の事業活動を進める際、他団体と協働をすすめていきたいと思いますか。

　　　はい　・　いいえ

　　選択肢「はい」を選択した方 ⇒ Ｑ９へ　　選択肢「いいえ」を選択した方 ⇒ Ｑ１０へ

Ｑ９　Ｑ８で「はい」と回答した方にお伺いします。下記のうち、どのような主体と連携をすすめたいですか。当てはまるもの全てに○をお付けください。

１．ＮＰＯ法人

２．ボランティア団体・任意団体

３．自治会・町内会などの地縁組織

４．企業

５．金融機関

６．大学

７．行政（貝塚市等）

８．その他（自由記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ｑ１０　Ｑ８で「いいえ」と回答した方にお伺いします。下記のうち、当てはまるもの全てに○をお付けください。

１．協働の必要性がない

２．協働して実施する事業、活動がない

３．協働する相手がいない、見つからない

４．協働相手との調整や交渉等が負担である

５．過去に協働したことがあるが、メリットが少なかった

６．その他（自由記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

Ⅳ．認定・特例認定特定非営利活動法人の活動についてお尋ねします。

〔認定・特例認定特定非営利活動法人制度について〕

Ｑ１１ 貴法人は「認定・特例認定特定非営利活動法人」になりたいとお考えはありますか。

はい　・　いいえ　・　制度を知らない

　　選択肢「はい」を選択した方 ⇒ Ｑ１２へ

Ｑ１２　Ｑ１１で「はい」と回答した方にお伺いします。当てはまるもの全てに○をお付けください。

１．個人からの寄附金が集めやすくなるから

２．法人からの寄附金が集めやすくなるから

３．みなし寄附金制度の利用ができるから

４．税制上の優遇措置を受けることができるから

５．社会的信用・認知度が高まるから

６．内部管理がしっかりするから

７．その他 （自由記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

 ＜参考＞

|  |
| --- |
| 認定・特例認定特定非営利活動法人とは 法人格を得るための所轄庁の「認証」とは別に、「認定・特例認定」を受けた特定非営利活動法人のことです。「認定・特例認定」を受けると、「認定・特例認定を受けた特定非営利活動法人」と「認定・特例認定特定非営利活動法人に寄附した者」は、それぞれ税制の優遇措置を受けることができます。詳しくは、以下ホームページをご覧ください。  内閣府 NPO ホームページ 　https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido |

調査はこれで終了です。ご協力、ありがとうございました。